

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	建設政策課	整理番号	2-9
処分の種類	浄化槽工事業者の指示、登録取消し及び事業停止命令			
根拠法令条例等・条項	浄化槽法第32条			
処分の概要	浄化槽法に違反した浄化槽工事業者に対する指示、登録の取消し及び事業停止命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】浄化槽法第三十二条 第三十二条 都道府県知事は、浄化槽工事について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽工事業者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、浄化槽工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 不正の手段により第二十一条第一項又は第三項の登録を受けたとき。</p> <p>二 第二十四条第一項第一号、第三号又は第五号から第九号までのいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>三 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>四 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。</p>			
基準の制定根拠	—			